

健康保険証の廃止に伴う 資格確認書の一斉交付について

令和7年12月2日より、従来の健康保険証は使用できなくなり、医療機関等を受診する際は「マイナ保険証」または「資格確認書」による資格確認が必要となります。

これに伴い、以前より機関誌等にてお知らせしている通り、マイナ保険証を利用できない方を対象に、「資格確認書」を一斉交付いたします《申請手続きは不要です》。

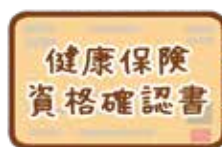
その他、詳細につきましては、随時HPにてご案内いたします。

■ 資格確認書の一斉交付対象者（有効な健康保険証をお持ちの方）

1. マイナンバーカードをお持ちでない方
2. マイナンバーカードをお持ちでも、マイナ保険証の利用登録を行っていない方
3. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
4. マイナ保険証の利用登録を解除した方
5. 当組合にマイナンバーの届出がない方

■ 資格確認書の送付予定月・送付方法

- ・ 令和7年10月下旬ごろ
- ・ 佐川急便の信書便にて事業所宛に送付
- ・ 任意継続被保険者の方は、レターパックにて登録住所へ送付



健康保険証について

- ・ 令和7年12月1日までに資格喪失・扶養削除・各種訂正となった場合は、お届け書類に必ず健康保険証を添付してご返却ください。
- ・ 令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できないため返却の必要はありません。



「資格確認書」一斉交付対象者
【約13万人（令和7年8月末データ）】

問合せ

本 部 適用課 TEL03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 TEL03-3342-8821(代)
城南支部 適用係 TEL03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 TEL03-3980-1501(代)